

栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 新型インフルエンザ等対策の適切な推進に資するため、栃木県新型インフルエンザ等対策会議又は栃木県新型インフルエンザ等対策本部の下に、栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 会議は、次に掲げる意見を、知事又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第23条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。

- (1) 法第7条第3項の規定に基づく意見
- (2) 法第7条第9項で準用する法第7条第3項の規定に基づく意見
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見
- (4) 新型インフルエンザ等の発生時に、その対策に関する必要な意見

(組 織)

第3条 会議は10名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 会議に議長を置き、知事が選任する。議長は、会議を代表し、会務を統括する。
- 4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会 議)

第5条 会議は、知事が招集し、開催する。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉部感染症対策課において行う。

(雑 則)

第7条 この要領で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日（平成25年4月13日）から適用する。
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月1日から施行する。